

# 九州観光のロゴマーク・キャッチコピーの使用ルールについて

第二期九州観光戦略の柱の一つである「九州ブランドイメージ戦略」では、その目的を「海外での九州の認知度を向上させること」と定めています。

この目的を達成するためには、「九州観光のロゴマーク・キャッチコピー」について、九州全体で使用して海外での露出を強化することが必要不可欠です。

そこで、「九州観光のロゴマーク・キャッチコピー」の使用ルールについて、次の通り定めます。

なお、「九州観光のロゴマーク・キャッチコピー」は商標登録しています。  
(登録第 5718113 号)

## 1 使用者について

- ・ 第二期九州観光戦略委員会のメンバーである県・企業は、原則として海外向けの販促物等に使用すること。
- ・ その他の企業・団体等は、海外向けの販促物等に可能な限り使用するものとする。

## 2 使用例について

- ① 名刺、ポスター、封筒、各種パンフレット・リーフレット、シール等
- ② 各種キャンペーン・イベント等で使用するうちわ、のぼり、はっぴ等
- ③ 各種ノベルティ
- ④ Webバナー
- ⑤ 商品のパッケージやキーホルダー等商品自体

## 3 使用料金について

- ・ 無償とする。

## 4 使用許可について

- ・ 使用する場合は、事前に(一社)九州観光推進機構へ使用申請書を提出し許可を得ること。また、使用後は使用報告書に代表的な使用例を添えて報告を行うこと。ただし、第二期九州観光戦略委員会のメンバーである県・企業および(一社)九州観光推進機構の会員が使用する場合には、使用申請

書の提出は不要である。なお、使用するデザインが適正なものかどうか等、判断に迷う場合には事前に相談を行うこと。

- ・使用様式を大きく変更する場合には、その都度上記と同様の手続きを取ることとする。
- ・(一社)九州観光推進機構が使用不適と判断した場合、使用許可を取り消す。その場合、使用者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去を行うこと。  
なお、使用許可取り消しにより利用者に生じた損害について、(一社)九州観光推進機構は一切の責任を負わないものとする。
- ・次のいずれかの場合は使用を許可しない。
  - ア デザインマニュアルに適合していないと認められる場合
  - イ 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
  - ウ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
  - エ 九州のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
  - オ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
  - カ その他許可することが不相当と認められる場合

## 5 使用期間について

- ・当面 2014 年 6 月～2024 年 3 月とする。

## 6 使用規格等について

- ・別途定めるデザインマニュアル（形状・書体・カラー・間隔など）を順守すること。
- ・各使用者において既に使用しているロゴマークやキャラクター等と併せて使用することができるものとする。  
※「デザインマニュアル 使用にあたっての禁止事項」参照。

以 上